

令和6年12月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年12月20日（金） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年12月20日（金） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	政策企画課長	森 下 友 幸
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

—————	常任委員会所管事務調査委員長報告
議案第77号	森町組織条例の一部を改正する条例について
議案第78号	森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第79号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第80号	森町消防団条例の一部を改正する条例について
議案第81号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第82号	令和6年度森町一般会計補正予算（第10号）
議案第83号	令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第84号	令和6年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第85号	令和6年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第86号	令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第87号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
発議第6号	森町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
議案第88号	森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例について

議案第 89 号 森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 90 号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 92 号 令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）

議案第 93 号 令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 94 号 令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）

<議事の経過>

議長 （吉 筋 恵 治 君）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

日程第 1、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。

最初に第一常任委員会委員長、亀澤進君。

登壇願います。

12 番議員 （亀 澤 進 君）第一常任委員会委員長、亀澤進です。

第一常任委員会所管事務調査に係る委員会報告をいたします。

去る 11 月 11 日と 12 日に、第一常任委員会、第二常任委員会と合同で、先進地所管事務調査を行いました。

11 月 11 日、愛知県犬山市の歴史・文化を活用したシティプロモーションについて現地調査を行いました。

犬山市は、江戸時代には犬山城の城下町として栄え、国宝犬山城とともに当時の町割りが現在も見られます。愛知県の最北端に位置し、犬山城、博物館明治村、リトルワールド、日本モンキーパークなどを有する観光都市であり、国際会議観光都市にも認定

されています。

午後 1 時 30 分から犬山市役所 5 階第 1・2 委員会室にて担当課職員から説明を受けました。

最初に、歴史まちづくり課から「城下町の歴史的建造物の維持・保存に係る支援措置について」、「犬山市文化財保存事業費補助金交付要綱について」、「旧磯部家住宅について」、「旧堀部家住宅について」、「文化史料館（本館・南館）について」、「どんでん館（「犬山祭り」の車山展示館）について」説明をしていただきました。次に都市計画課から、最後に観光課から説明をしていただきました。その後、犬山城と城下町の本町通りを散策し、調査を終了しました。

犬山市は、歴史・文化資源の維持・保存とその活用について、行政と地域総がかりで取り組んで、まちづくりがされてきました。しかしその反面、貸店舗での営業により生じる経営者同士のコミュニケーション不足や空き家敷地の安易な駐車場化など、新たな課題を抱えていることが分かりました。

今後の森町における歴史・文化の保存・活用にあたり、大変参考になる調査でした。

11 月 12 日、滋賀県東近江市の東近江市版 S I B について視察しました。

東近江市は、滋賀県の南東部に位置し、北は彦根市、愛荘町、多賀町、南は竜王町、日野町、甲賀市、西は近江八幡市と接しており、東は三重県との県境になっています。平地や丘陵地が広がり、農業が盛んで、近畿最大の耕地面積を誇っています。

午前 10 時から東近江市役所 3 階委員会室にて担当課職員から説明を受けました。

最初に、まちづくり協働課から「東近江市版 S I B について」説明をしていただきました。次に、農林水産課地域商社支援室及び民間企業から「東近江あぐりステーションについて」説明をしていただきました。

以下、第一常任委員会所管分の東近江市版S I Bについて報告いたします。東近江市は、東近江市協働のまちづくり条例の実効性を高めるための仕組みや施策について定めている、市民協働推進計画に基づいて協働を進めています。数多くの取組内容のうち注目したのが、「コミュニティビジネススタートアップ支援事業」です。当事業は、平成 26 年度から始まった、多様化する地域の困りごとを地域資源を生かしてビジネスの手法で解決しようとする事業者のスタートを支援する事業です。ボランティアだけでなくビジネスの手法を用い、持続性を高めながら事業を実施するための初期段階を支援するものです。対象となる分野は農福連携・空き家活用・移住定住・中間就労・資源循環・観光歴史と多岐にわたります。当初は従来からの補助金制度で支援を始めましたが、平成 28 年度からは「東近江版S I B」という仕組みを使って資金を集めています。資金面のサポートだけでなく、大学教授などの専門家を交えた相談会を年間 3 回実施するなど、伴走支援も行っています。S I Bは、一般財団法人東近江三方よし基金という中間支援組織が、N P O等サービス提供者のニーズに応じて市民から資金を調達し、生産性の高いサービスを市民に提供できるようにする仕組みです。行政は、資金提供事業やサービス提供事業のサポートを行い、サービスの目標達成時のみ、中間支援組織に報酬を支払います。事業が成功すると、出資金は出資者に還ってきます。期待される効果・インパクトとしましては、地域資源を循環させ、地域課題を解決させる、他地域・他分野に課題解決のノウハウを応用できる、地域課題解決に係る行政コストの削減、地域での雇用の創出などが挙げられます。これまでに採択された事業は 26 事業もあり、東近江市版S I Bに関わった事業者からは、「一番良かったことは、出資者やいろいろな人とながり、応援していただけたこと。人を紹介してもらったり、助けてもらったりすることは従来の補助金制度ではできなかったことだと思う。」という声や「従来の補助金制度では、領収書の確認

など形式的など報告書を提出するが、S I Bでは、成果を達成すること以外で自由度が高く、事業者を信じて資金を託してもらっているため、気持ちの良い制度だと感じた。」といった感想があります。また、民間投資者からは「従来の補助金制度では事業者に何も口出しできないが、今回のスキームは投資しているから言いやすい。応援している事業者が成果を出してくれると自分の喜びになる。」などといった声があります。地域課題の共有、成果の共有、新規事業の誘発等、従来の補助金制度よりも期待できるものがたくさんあると感じました。

以上で第一常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。森町にとっても、大変参考になる所管事務調査であったと思います。

御清聴ありがとうございました。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 次に、第二常任委員会委員長、川岸和花子君。

登壇願います。

5 番議員

(川岸和花子 君) 第二常任委員会委員長の川岸和花子です。

第二常任委員会所管事務調査に係る委員長報告をいたします。

去る 11 月 11 日と 12 日に、第一常任委員会、第二常任委員会と合同で、先進地所管事務調査を行いました。

1 日目は、愛知県犬山市を視察しました。犬山市は、愛知県の北部にあり、北は木曽川を隔てて岐阜県と接しています。国宝犬山城がある町として知られ、人口約 7 万 1 千人、年間 414 万人の観光客が訪れる観光都市、特に犬山城下町は、近年、食べ歩きの城下町として観光客の増加に成功されています。

第一・第二常任委員会ともに、「犬山観光まちづくり活性化について」をテーマに、犬山市役所にて犬山市の歴史まちづくり課・都市計画課・観光課の職員から説明を受けました。平成 2 年に城下町地区内に 15 階建てマンションが建設される計画が出た

ことをきっかけに、都市景観基本計画が策定され、犬山市の景観計画により、町並みを構成する重要な建築物に「景観形成助成金」制度を作って、積極的に木造の風情ある町並みの形成に努力されました。その助成実績件数は150件に及んでいます。「木造の建物を維持していくためには、まず壊されることを止め、何らかの支援をしていかないと保持できない。」という言葉が印象的でした。また、歴史的登録有形文化財に対しては上限500万円の文化財保存事業補助金を設置して維持・保存に努めておられます。観光客増加のための施策では、電線類の地中化・道路の美装化と国宝犬山城が良く見えるように市の施設である福社会館や体育館など城下町区内にある大型の施設を取り壊すなど、10年間で15億円をかけてのハード整備を実施したとのことでした。また、名鉄電車と連携したキャンペーンの実施、芸能人とのタイアップ企画、そして何よりインスタ映えするスイーツやハートの絵馬の神社など、観光客のSNSでの情報発信にバズる商品や風景づくりが食べ歩きで城下町を有名にさせたとのことでした。しかし観光客の増加に伴い、「地元住民とのトラブルやゴミの問題、駐車場の問題、城下町店舗の組織がないことによる防災対策の低さなど問題も多いのが現実だが、市を中心に市民との対話の場を積極的に作っている。」とのことでした。

市役所での説明終了後、犬山城下町を歩き、町並みを視察しました。地元の町内会に運営を委託している「どんでん館」では、犬山祭りの山車が4台展示され、地元の住民が誇りを持って説明してくださいました。犬山の伝統的町屋の内部公開をした「旧磯部家」では、建物の価値を周知することで、地元住人の誇りの醸成につながっていることも感じることができました。

犬山市には、観光戦略が策定されており、観光に対して向かう方向をしっかりと示しながら、市民との対話や意見を聴く姿勢を失わずに努力している市の姿がありました。森町にも観光資源を洗い出して観光客を呼ぶための観光戦略が必要だと感じました。

続いて2日目には、滋賀県東近江市に移動し、視察しました。東近江市は二度の市町合併により七つの市町が一つになった大きな市で、東の鈴鹿山脈から山地・丘陵地・平野部と西は琵琶湖まで続いています。人口は約11万人、米の農業生産額は近畿圏で1位であり、8,300ヘクタールの近畿最大の耕地面積を誇っています。市内に四つのJAがあるほどです。

東近江市役所にて、第二常任委員会では「東近江市農業振興について」をテーマに、農業水産課地域商社支援室の職員から説明をいただきました。主に米作地帯であったこの地域に、^{もう}儲かる農業を目指して作付種の転換をし、玉ねぎ・キャベツ・キュウリなどの利益の高く出る高収入野菜への転換を進められました。市内の四つのJAとの方向性の統一、効率化を目指し、市内農産物を地域のスーパーや小売店等へ流通させる「地域内中規模流通」の構築に向けて地域商社の設立へ努力され、平成30年度、株式会社東近江あぐりステーションが設立されました。これらの資本金は東近江市が1,000万円、JAが1,000万円、公益財団法人三方よし基金が30万円を出資し、合計2,030万円の資本金で設立されています。中規模流通システムの中で、地域商社である東近江あぐりステーションの役割は、農家から安定的に農産物を買収することで、農家にも安定的な収入が入ります。また、袋詰めや箱詰めなどの商品化作業を行い、販売先も確保してもらえるので、農家は生産に集中できます。さらに売れる農産物指導や計画的生産依頼をすることで需要に合わせた調整で無駄をなくし、地域の消費者にも安定した地場農産物を供給できます。販売先は、イオン・平和堂などの地場産コーナーや業者向けの加工業務向け販売、また大きな企業の給食にも販売しており、販路の確保も安定して保たれています。しかし農業従事者の高齢化と農業離れが進む中で後継者不足の問題は大きくなっているため、農作業の効率化を図る必要があります。そこで国営農地再編事業で約680ヘクタールの大規模圃場整備を行い、大型自動走行の無人トラクター

の活用や自動給水の設備の普及などスマート農業に変換していく取組を進めておられるところです。

また、私に関心を持ったのは、総務省の「地域活性化企業人制度（企業人材派遣制度）」を活用されていたことです。東近江市では３年間の期限で京都市のタキイ種苗株式会社から派遣される専門の民間企業人を受け入れており、農業指導や相談、情報提供、研修会開催など、積極的に農家支援に関与してもらっている様子が伺えました。株式会社東近江あぐりステーションの設立にも東近江版ＳＩＢを進めている「公益財団法人東近江三方よし基金」が関わっており、ビジネスノウハウを持った外部人材が活躍しているのを感じました。森町にも山間地域や小規模農地の農業振興などには、県や国の制度を研究し、取り入れていく必要があるとも感じ、地域活性化企業人制度などを活用し、自分たちにはない知識や知恵を外部人材に助けていただく手法も有効であると思いました。

２日間にわたった視察でしたが、犬山市・東近江市共に、非常に有意義な研修となりました。

以上で、第二常任委員会の所管事務調査報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

議長 （吉筋恵治君）以上で常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第２、議案第７７号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長 （吉筋恵治君）討論なしと認めます。

これから議案第７７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長

(起 立 全 員)

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 77 号は可決されました。

日程第 3、議案第 78 号「森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 78 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 78 号は可決されました。

日程第 4、議案第 79 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 79 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 79 号は可決されました。

日程第 5、議案第 80 号「森町消防団条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11 番議員

11 番、西田彰君。

登壇願います。

(西 田 彰 君) 11 番、西田彰です。

議案第 80 号に賛成の立場から討論をいたします。

「森町消防団条例の一部を改正する条例について」、森町消防団の団員不足は深刻になってきました。人口減少とともに、気候変動は世界的な環境問題となり、近年の日本においても地震災害とともに、各地で豪雨災害が頻発し、森町においても、この二、三年は豪雨災害が連続しています。そのような事態の中で、消防団の皆さんが果たす役割は非常に大きなものがあることは、町民の皆さんが感じているものと思います。今回の条例改正では、基本消防団を補佐するための役割を持つ機能別消防団員制度を発足させるという条例改正と受け取りました。団員確保は簡単ではないでしょうが、町民の安心・安全を担保する消防団員の確保に行政として全力を期していただけることを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして討論といたします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 80 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって議案第 80 号は可決されました。

日程第 6、議案第 81 号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 81 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 81 号は可決されました。 日程第 7、議案第 82 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算 (第 10 号)」を議題とします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。 これから議案第 82 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 82 号は可決されました。 日程第 8、議案第 83 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」を議題とします。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 3 番、佐藤明孝君。 登壇願います。
3 番議員	(佐 藤 明 孝 君) 3 番、佐藤明孝です。 ただいまの案件につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。 本案件につきましては、令和 6 年 6 月定例議会並びに 9 月定例議会、そして本 12 月定例議会におきましても上程されている案件でございます。このマイナ保険の関係につきましては、やはり国民の利便性等を考えた上での国主導の事業になります。

今現在においては、確かに多種多様な問題が提起されております。事業を行うにあたって、初期の段階では、こういった問題が起こりうるということは、ある程度想定されていることだと感じます。しかしながら、先を見据えたこういった医療事業等につきましては、こういったカードによって最善の医療を受けていただくということにつきましては、やはり大事なことであり、それがひいては町民、国民の皆様の利益に返ってくると考えます。本議会においても住民生活課長からもこのマイナ保険証の関係につきましては、いろいろな説明を受けております。例えば高齢者の問題、これにつきましても、やはり職員が自らそういったところに出向くなり、教示するなりして、そういった問題を全て解決するということもを述べられております。しかしながら、その反面、マイナンバーカードに保険証をひもづけしたという関係につきましても、なんと1万3,000件を超す解除申請が現実になされております。しかしながらその反面、マイナンバーカードの申請をする人は、一番多い時には月120万件を超えていることもございます。これらにつきましては、今日のテレビ報道でも謳われておりました。こういった形で、このマイナンバーカードを基本的に健康保険証として使うためには、初回のみ利用登録が必要となりますが、さらに暗証番号等については、一旦登録すれば5年間有効、さらに本体カードにつきましては10年間の有効と示されております。したがってこのマイナンバーカードに伴うマイナ保険証の登録等事業につきましては、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

議員各位にありましては、こういったところをよく御理解の上、ぜひ御賛同いただきますようお願い申し上げて、討論を終了いたします。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

議長

これから議案第 83 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

(吉 筋 恵 治 君) 起立多数です。

したがって、議案第 83 号は可決されました。

日程第 9、議案第 84 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 84 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 84 号は可決されました。

日程第 10、議案第 85 号「令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 85 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって議案第 85 号は可決されました。

日程第 11、議案第 86 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

これから討論を行います。

		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 86 号を採決します。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
		したがって議案第 86 号は可決されました。
		日程第 12、議案第 87 号「静岡地方税滞納整理機構規約の変更 について」を議題とします。
		これから討論を行います。
		討論はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。
		これから議案第 87 号を採決します。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
		したがって、議案第 87 号は可決されました。
		日程第 13、発議第 6 号「森町議会議員の請負の状況の公表に 関する条例について」を議題とします。
		職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) お諮りします。
		本案は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
		御異議ありませんか。
		(「異議なし」という者多数)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。
		これから発議第 6 号を採決します。

議長

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、「議員派遣について」を議題とします。

議員派遣については、サイドボックスに掲載のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、サイドボックス掲載のとおり決定しました。

日程第 15、「第一委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 16、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があ

議 長

ります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 17、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付いたしました、次期議会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

(午前 10 時 08 分 ～ 午前 10 時 08 分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

町長から議案第 88 号から議案第 94 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1 から第 7 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 異議なしと認めます。

議案第 88 号から議案第 94 号を日程に追加し、第 4 号の追加 1 の第 1 から第 7 として議題とすることに決定しました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 1、議案第 88 号「森町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 4、議案第 91 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案 4 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま一括して上程されました議案第 88 号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第 91 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの 4 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づき、給料月額、期末手当、勤勉手当を引き上げる令和 6 年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

初めに、議案第 88 号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度 12 月期については、現行 1.70 月分を改正後は 1.75 月分とし、0.05 月分の引上げを行うとともに、令和 7 年度以降の支給月数を 6 月期においては 1.70 月分を 1.725 月分、12 月期においては 1.75 月分を 1.725 月分に改正するものであります。

次に、議案第 89 号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第 90 号

「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度12月期については、現行2.25月分を改正後は2.35月分とし、0.1月分の引上げを行うとともに、令和7年度以降の支給月数を6月期においては2.25月分を2.30月分、12月期においては2.35月分を2.30月分に改正するものであります。

最後に、議案第91号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第1条につきましては、期末手当の支給月数を、本年度12月期の現行1.225月分を改正後は1.275月分とし、0.05月分の引上げ、勤勉手当の支給月数を、本年度12月期の現行1.025月分を改正後は1.075月分とし、0.05月分の引上げを行うものであります。

次に、別表第1及び別表第2につきましては、民間給与との較差を考慮し、月例給を引き上げた国の俸給表の改正に合わせて、それぞれの給料表について引上げを行うものであります。

次に、本条例第2条につきましては、令和7年度以降における期末手当の支給月数を6月期においては1.225月分を1.25月分、12月期においては1.275月分を1.25月分に、勤勉手当の支給月数を6月期においては、1.025月分を1.05月分、12月期においては1.075月分を1.05月分に改正するものであります。

また、一般職の職員の期末手当・勤勉手当の支給月数の改正に併せ、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を改正するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、第2条は令和7年4月1日から施行するものであります。以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これから議案4件の質疑を行います。
質疑はありませんか。

議長

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

これから議案第 88 号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

議長

(発言するものなし)

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長

(起 立 全 員)

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

議案第 89 号「森町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

議長

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 89 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議長

(起 立 全 員)

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

議案第 90 号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

議長

(発言する者なし)

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 90 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

議 長

(起 立 全 員)

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

議案第 91 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 91 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 5、議案第 92 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 92 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 11 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 41,747 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,099,259 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7 ページから 28 ページの各科目に計上いたしました職員給与費は、本年 8 月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に対応

するための補正でございます。

次に、7・8ページに計上いたしました、議員期末手当につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い補正を行うものでございます。

また、13・14ページに計上いたしました、地域支援事業繰出金（包括的支援事業等）につきましては、人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に伴う一般会計の負担分で森町介護保険特別会計への繰出金でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6ページ、20款1項1目繰越金41,747千円につきましては、歳出に対する財源調整としての計上でございます。以上が、「令和6年度森町一般会計補正予算（第11号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

（ 川岸和花子 君 ）川岸です。

今回は令和6年度の人事院勧告を受けて民間企業の給与との較差の是正を考慮しての補正ということですのでけれども、先ほど説明がありました13・14ページ、福祉課、介護保険事業費231千円ですが、これは次の議案第93号の介護保険特別会計への繰入ということだと思っております。介護保険特別会計の次の補正金額が1,197千円ということで、23万円以外は国から出るということですのでけれども、そこはどういう説明で繰り入れて、その金額が繰り入れられるのかということが説明できたらお願いします。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）福祉課長。

福祉課長

（ 小澤貴代美 君 ）福祉課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

こちらは後ほど、御案内させていただきますものに関わるものですが、介護保険法に基づく介護保険の特別会計につきましては

国、県、その他のところからの補助について法定の割合が示されております。町が一般会計から繰り出すものについては法定分で総額の 19.25 パーセントというところが決められております。ちなみに国が 38.5 パーセント、県が町と同じく 19.25 パーセント、そして調整分が、本来でしたら保険料からが 23 パーセントということで、それで 100 パーセント全てが賄われるような仕組みとなっております。このうち町が法定に基づき 19.25 パーセントへ繰り出すような形でこの金額になっております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 92 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第 4 号の追加 1 の第 6、議案第 93 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 93 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,197 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,265,819 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、3 款 3 項 1 目包括的支援事業費 1,197 千円につきましては、本年 8 月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に対応するための補正でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、3 款 2 項 3 目地域支援事業交付金 460 千円、5 款 3 項 2 目地域支援事業費交付金 230 千円、7 款 1 項 3 目地域支援事業繰入金 231 千円につきましては、歳出の包括的支援事業費の追加に伴い法定分の交付金等を追加するものでございます。

8 款 1 項 1 目繰越金 276 千円につきましては、財源調整としての計上でございます。以上が、「令和 6 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （吉 筋 恵 治 君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議 長 （吉 筋 恵 治 君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

議 長 （吉 筋 恵 治 君）討論なしと認めます。

これから議案第 93 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長 （吉 筋 恵 治 君）起立全員です。

したがって、議案第 93 号は原案のとおり可決されました。

追加議事日程第4号の追加1の第7、議案第94号「令和6年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました議案第94号「令和6年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、予算第3条で定めた「収益的収入及び支出」及び予算第4条で定めた「資本的収入及び支出」それぞれの人件費におきまして、本年8月の人事院勧告に伴い補正するものでございます。

予算書1ページ及び2ページを御覧ください。補正予算第2条は、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改め、第1款第1項営業費用を664千円増額するものでございます。

次に、1ページ及び3ページを御覧ください。補正予算第3条は、当初予算第4条中、資本的支出の予定額を改め、第1款第1項建設改良費を498千円増額するものでございます。

次に、予算書1ページ、補正予算第4条は、当初予算第8条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」について、3条予算、4条予算の人件費増額の合計116万2千円を増額するものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ページを御覧ください。収益的収入及び支出の明細であります、支出について、職員3人分の人件費計664千円の増額をお願いするものでございます。

次に、附属資料の3・4ページを御覧ください。資本的収入及び支出の明細であります、支出について、職員二人分の人件費

498 千円の増額をお願いするものでございます。以上が、令和 6 年度森町水道事業会計補正予算(第 2 号)の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 討論なしと認めます。
これから議案第 94 号を採決します。
本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって議案第 94 号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和 6 年 12 月森町議会定例会を閉会します。

(午前 10 時 35 分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和6年12月20日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上